

日本国籍を有しない者に対する生活保護に準じた措置に関する実施要領

(趣旨)

第 1 条 生活保護法（以下「法」という。）第 1 条では、その適用対象を日本国民（以下「日本人」という。）としており、日本国籍を有しない者（以下「外国人」という。）は、法の適用対象外としている。そのため、保護を要する状態にある外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）」に基づき、法に準じた措置（以下「措置」という。）を実施している。その措置の実施について、必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 措置の対象は、原則として次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 「永住者」・「定住者」・「永住者の配偶者等」・「日本人の配偶者等」のいずれかの在留資格（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第 2 の在留資格）を有する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）に定める特別永住者（在日韓国・朝鮮人、在日中国・台湾人）
- (3) 入管法による難民認定を受けた者（在留資格は問わない）

(居住地)

第 3 条 措置における居住地は、原則として入管法に基づく在留カードまたは入管特例法に基づく特別永住者証明書に記載された住居地（以下「外国人登録地」という。）とする。

- 2 前項のほか、管内に居住しかつ管内に外国人登録地がある者において、申請時点で外国人登録地と当該外国人の居住実態が合致していない場合で、措置適用を決定する時点で既に外国人登録地と居住実態が合致するよう変更登録した場合や、変更登録されることが確実に見込まれる場合には、申請当初から変更登録がなされていたものとみなすことができる。

(申請)

第 4 条 日本人と外国人とで構成されている世帯が、保護申請の意思を示した場合は、日本人の生活保護を受ける権利を保障するため、保護の申請を受け付ける。

- 2 外国人のみで構成されている世帯が、保護申請の意思を示した場合は、外国人には法上の権利がなく法に基づく申請は却下となることを説明し、申請理由欄に、措置の適用申請である旨を記載するよう求める。

(審査・決定)

第5条 前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、法第24条第3項ないし第6項の規定に基づき保護の要件を審査し、その結果を書面にて通知しなければならない。

- 2 外国人のみで構成されている世帯が、前条第2項の規定に基づき、措置の適用を求める旨を記載した場合は、当該世帯の措置の要件を審査しなければならない。
- 3 外国人のみで構成されている世帯が、前条第2項の規定にかかわらず、法に基づく申請をした場合は、外国人に法上の権利がないことを理由として保護申請を却下し、その結果を書面にて通知しなければならない。
- 4 前項の規定により、保護申請を却下する場合であっても、当該世帯の措置の要件を審査しなければならない。
- 5 第2項及び前項の規定による審査の結果、措置の要件がある場合は、措置支給決定通知書を交付し、措置の要件がない場合は、措置却下決定通知書を交付しなければならない。

(不服申立ての教示等)

第6条 前条第1項の規定による通知書には、不服申立ての教示文を付記しなければならない。ただし、この場合、次の各号に掲げる内容を併せて記載しなければならない。

- (1) 外国人に対しては、措置の実施にあたり交付される通知書等において記載されている「生活保護法」を『生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について』(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく措置」に読み替えること
 - (2) 措置による保護の決定に関する事項については、審査請求の対象外となっていること
- 2 前条第3項の規定による却下は、法に基づく処分であるため、通知書には不服申立てに関する教示文を付記しなければならない。
 - 3 前条第5項の措置支給決定通知書及び措置却下決定通知書には、不服申立ての教示文を付記してはならない。なお、措置支給決定通知書には、第1項第1号に掲げる内容を記載する。

(変更等)

第7条 日本人と外国人とで構成されている世帯から、法第24条第9項の規定に基づき、保護の変更申請があった場合、保護の変更申請に対する通知書は、前条第1項の規定を準用し作成する。

- 2 日本人と外国人とで構成されている世帯に対して、法第25条(職権保護)、第26条(保護の停止及び廃止)、法第28条第5項(調査等拒否による却下、変更、停止及び廃止)、法第62条第3項(指示違反による変更、停止及び廃止)、法第63条(費用返還)等に基づく処分を行う場合に交付する通知書は、前条第1項の規定を準用し作成する。
- 3 外国人のみで構成されている世帯から、法第24条第9項の規定に基づき、保護の変更申請があった場合は、これを措置の変更申請と読み替える。
- 4 外国人のみで構成されている世帯から、措置の変更申請があった場合、措置の変更申請に対する通知書には、前条第1項の各号に掲げる内容を付記しなければならない。
- 5 外国人のみで構成されている世帯に対して、第2項に掲げる処分を行う場合の通知書については、第4項の規定を準用し作成する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

参考 措置支給決定通知書（第5条第5項関係）

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請された「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく生活保護の措置を以下のとおり決定します。

1 保護の種類及び程度

イ 種類	_____ 扶助
ロ 程度	_____ 円
ハ 介護扶助自己負担額	_____ 円
ニ 医療扶助自己負担額	_____ 円

2 保護の開始時期 平成 年 月 日

3 保護の方法

4 保護を決定した理由

5 扶助金の支給日及び支給場所

（備考）

扶助金を受け取る際にはこの通知書と印鑑が必要ですから、忘れないように持参してください。

今後、措置の実施にあたり交付される変更通知書等において、記載されている「生活保護法」は『生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について』（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく措置」に読み替えるものとします。

参考 措置却下決定通知書（第5条第5項関係）

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請された「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく生活保護の措置については、以下の理由で保護できないから却下します。

（却下の理由）